

調整不調電源に適用する 容量確保契約金額の減額の扱いについて

2026年5月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

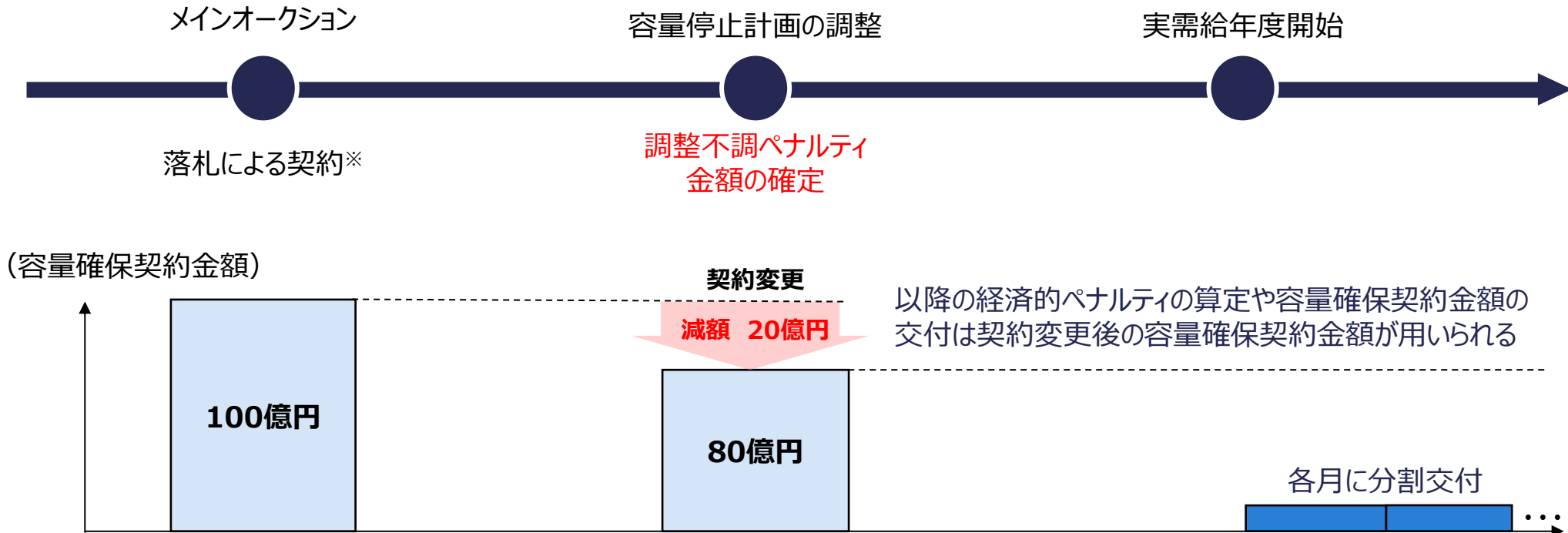
1. はじめに
2. 調整不調電源における容量確保契約金額の減額の仕組み
3. 検討課題
4. 検討の方向性
5. 詳細設計
6. まとめ

- 実需給2年度前の容量停止計画調整は実需給期間前のリクワイアメントであり、調整不調電源となった電源は容量確保契約金額を減ずる場合がある。
- 本日は、**調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額（以下、「調整不調ペナルティ」という。）に関する扱い**について検討したのでご議論いただきたい。

※なお、本資料の記載例で用いている調整不調ペナルティ金額は説明の便宜上、金額の表示上の大きさを調整しており、実際の金額規模とは異なっている

2. 調整不調電源における容量確保契約金額の減額の仕組み

- 実需給2年度前の容量停止計画調整の結果、調整不調電源に対して調整不調ペナルティを科す場合、調整不調ペナルティ金額の確定後、既存の容量確保契約金額から差し引く形で容量確保契約の契約変更を行う仕組みとしている。
- 契約変更以降の各種経済的ペナルティの算定等においては、変更後の容量確保契約金額をもとに算定することとしている。



※ 例としてメインオークション時点の契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする

■ 現行の仕組みでは容量停止計画調整の結果、**調整不調電源 (A)** と **調整不調でない電源 (B)** において、**その後に生じる各種経済的ペナルティ金額が異なっているため**、両者について一定の平仄を合わせるために検討を行った。

		調整不調電源 (A)	調整不調でない電源 (B)
容量確保契約金額	メインオークション落札後の容量確保契約金額※1	100億円	100億円
	(調整不調ペナルティ金額)	▲20億円	0億円
	調整不調ペナルティ減額後の容量確保契約金額	80億円	100億円

各種ペナルティ	全量退出時の経済的ペナルティ金額※2 () 内：容量確保契約金額の減少額	8億円 (80億円)	10億円 (100億円)
	実需給期間中のリクワイアメントにおける経済的ペナルティの算定例	80億円 × 各種ペナルティレート	100億円 × 各種ペナルティレート
	実需給期間中のリクワイアメントにおける経済的ペナルティ金額の上限	88億円	110億円

※1 例として電源 (A)、電源 (B) とともにメインオークションでの契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする

※2 退出ペナルティのペナルティ率を10%とした場合

容量確保契約約款 第7条 容量確保契約金額の算定 抜粋

第7条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※2}

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

容量確保契約約款 附則（2025年1月30日改定）抜粋

第3条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

対象実需給期間が2027年度以降の容量確保契約における本約款に示す「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」は、「調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額」に読み替えます。

容量確保契約約款 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ 抜粋

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{*1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{*2} \times 5\%$$

② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

$$\text{経済的ペナルティ}^{*1} = \text{市場退出した電源等の容量} \times \text{契約単価}^{*2} \times 10\%$$

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

① 各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合

$$\text{返金額} = \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額}$$

② 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合

$$\text{返金額} = \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額}$$

③ 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格×105%未満となった場合

$$\begin{aligned} \text{返金額} = & \text{市場退出時の経済的ペナルティの全額} - \text{市場退出した電源等の容量} \\ & \times (\text{調達オークションの当該エリアの約定価格} \\ & \quad - \text{メインオークションの当該エリアの約定価格}) \end{aligned}$$

3. 前条第1項第11号又は第12号により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。

容量確保契約約款 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ 一部抜粋 (安定電源)

第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1: 負値となる場合は零とする。

※2: 実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z: 1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z: 1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額(各月)より減じます。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%[※]

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。

なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正する。

容量確保契約約款 第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限 抜粋

第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

1. 第19条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。
 - ① 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
 - ② 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%
2. 第19条第1項第3号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）及び第19条第1項第1号(4)に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第2号に示す月間上限額の対象外とします。
3. 容量確保契約金額及び第19条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第1項第1号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

容量確保契約約款 第25条 契約の変更 抜粋

第4章 契約の変更等

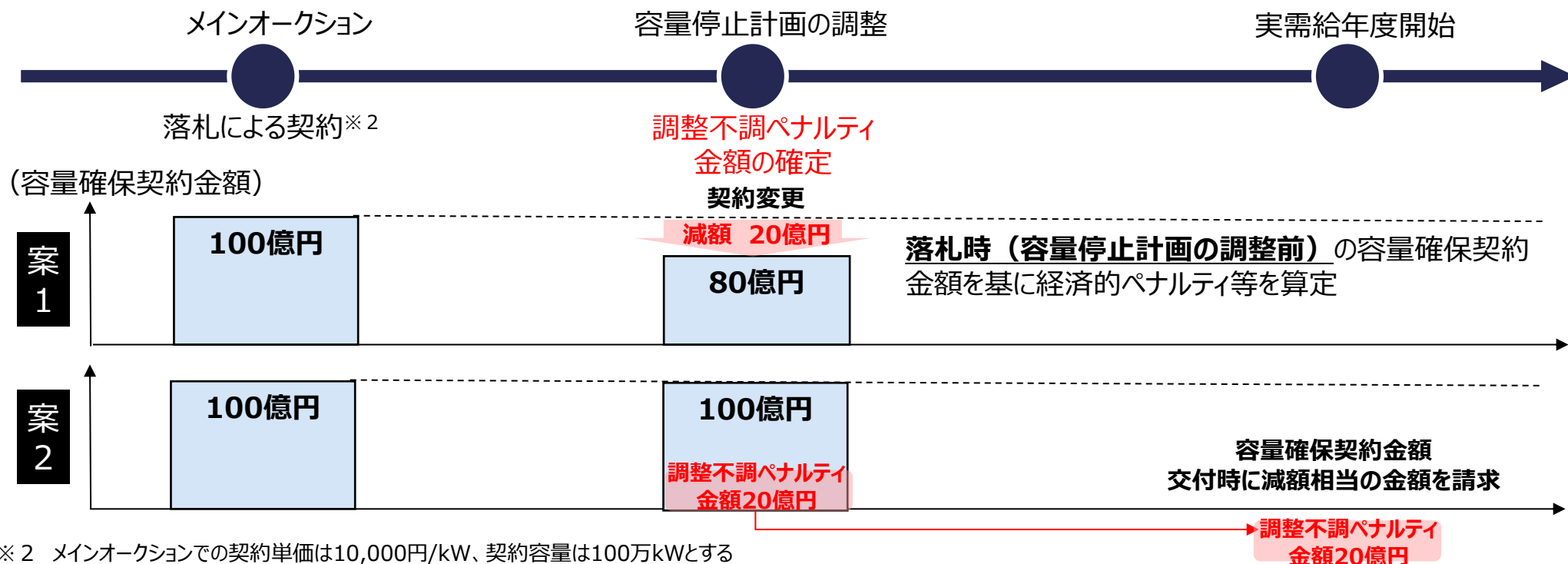
第25条 契約の変更

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。
 - ① 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
 - ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
 - ⑥ 第26条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
 - ⑦ 第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
 - ⑧ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものとし、

4. 検討の方向性 見直し案

- 容量市場における事業者の経済的ペナルティ金額の上限は、約定時点の契約における容量確保契約金額の110%※¹としている。
- 調整不調電源と調整不調でない電源において、各種経済的ペナルティを同等とするために、調整不調ペナルティの扱いの見直しを行う。
- 見直し案として、**契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる案（案1）、調整不調ペナルティによる契約変更は行わず調整不調ペナルティ金額相当を請求する案（案2）**が考えられる。

※1 市場退出の場合も同様に容量確保契約金額の減少と退出ペナルティ（ペナルティ率10%）の合計が容量確保契約金額の110%相当となる



※2 メインオークションでの契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする

4. 検討の方向性

見直し案の比較

- 案1は現行と同様に契約変更を行うが、以下のデメリットがある。
 - 契約変更前の契約情報をもとに経済的ペナルティ等の算定を行う必要
 - 契約変更による事業者と市場管理者双方の業務負担
 - 容量拠出金の算定までに「やむを得ない理由」と「異議申し立て」の審査を経た上で契約変更を終える必要
- 案2については、**現行よりも業務負担が軽減することや、他の業務スケジュールへの影響を及ぼさない**ため、案2に見直すことでどうか。

見直し内容

契約変更手続きの業務負荷

案1

契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる

- 変更契約をした後も契約変更前の契約情報も管理する必要があり、情報管理の複雑性が増す
- 契約変更が生じるため、業務負担に加え、例えば実需給期間前にペナルティが確定した場合は、やむを得ない理由の審査期間が短くなることや、審査が長期化することで容量拠出金の算定時期が遅延するなどの影響を及ぼすことが考えられる

案2

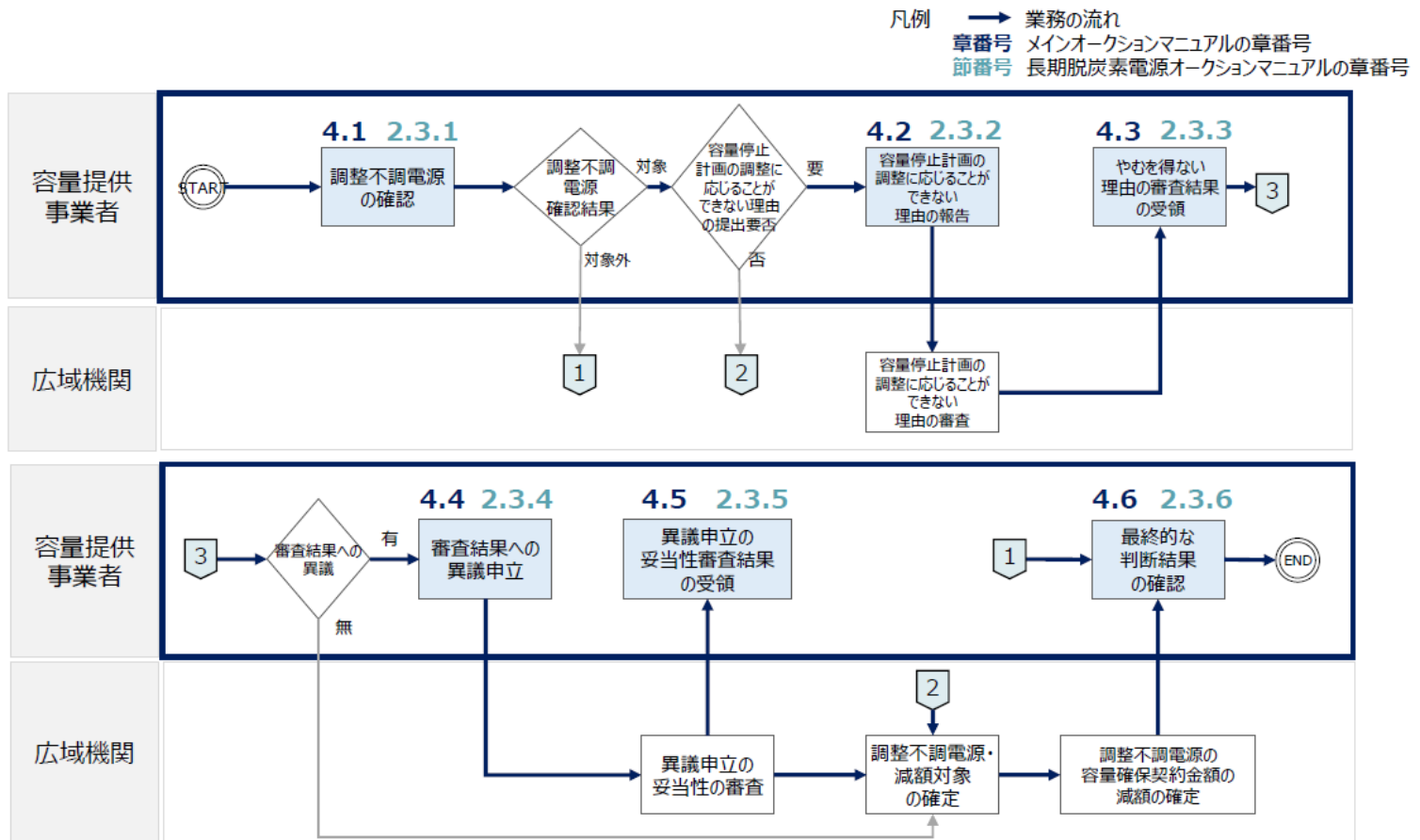
調整不調ペナルティによる契約変更は行わず、調整不調ペナルティ金額相当を請求する

- 容量確保契約金額を変更しないため、経済的ペナルティや上限の算定が分かりやすい
- 契約変更の金額確定や手続きを、容量拠出金の算定までに短期間で行う必要がない

容量市場実務説明会 容量停止計画の調整業務
 (メインオークション及び長期脱炭素電源オークション共通)
 (実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整)
 (対象実需給年度：2027年度)

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続 業務全体像

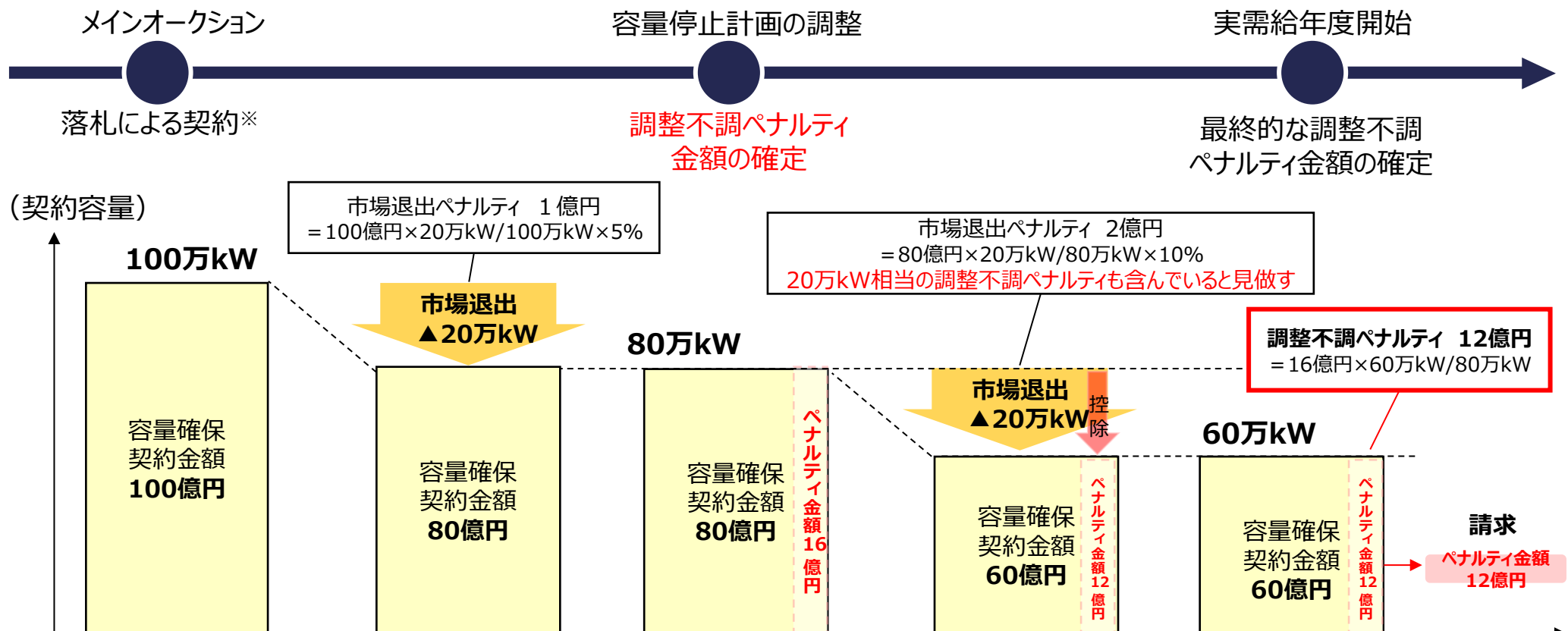
■ 容量確保契約金額の減額の確定に係る業務全体像は以下の通りです。



5. 詳細設計

市場退出があった場合の調整不調ペナルティ金額

- 市場退出があった契約容量は、容量確保契約金額の減額と市場退出ペナルティを合わせると、「既に最大の経済的ペナルティが発生したもの」と見做せるため、調整不調ペナルティ金額から、退出相当の契約容量を控除した容量で、調整不調ペナルティ金額を再算定する。
- 最終的に事業者へ請求する調整不調ペナルティの金額は、実需給期間直前の市場退出表明期日以降に確定する。

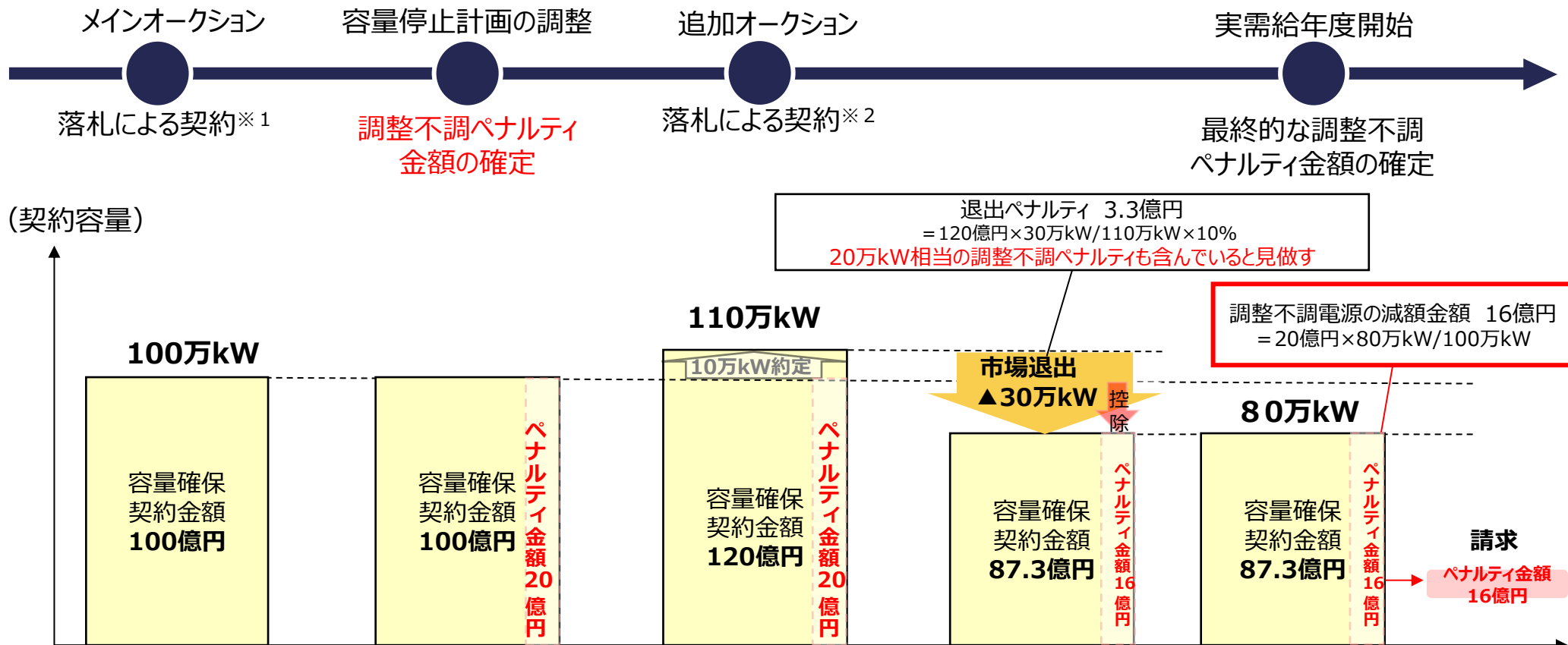


* メインオークション時点の契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする

5. 詳細設計

追加オークションで約定した場合の調整不調ペナルティ金額

- 追加オークションで約定した場合、追加契約となる容量に対しては 実需給2年度前の容量停止計画調整のリクワイアメントは科されていないことから、調整不調ペナルティの対象としない。
- 最終的に事業者へ請求する調整不調ペナルティの金額は、契約容量が調整不調ペナルティ対象容量未満となった場合に再算定し、実需給期間直前の市場退出表明期日以降に確定する。



※1 メインオークションでの契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする
 ※2 追加オークションでの契約単価は20,000円/kW、追加契約容量は10万kWとする

5. 詳細設計

調整不調電源の調整不調ペナルティについて

- 調整不調ペナルティは、原則※¹として実需給期間中の容量確保契約金額の初回交付時に、容量確保金額と相殺する形で請求/交付する。
- 調整不調ペナルティは実需給期間中の経済的ペナルティの上限に定められる年間上限額の対象として扱う。ただし、月間上限額の対象外※²とする。

※ 1 需給の開始直前に作業停止量が増加する等により、「やむを得ない理由」と「異議申し立て」の審査に時間を要した場合は、容量確保契約金額の初回交付時とならない場合がある

※ 2 請求対象月の需給状況によらないペナルティであるため月間上限額の適用はしない

- 調整不調電源となった電源と、調整不調でない電源において、その後に生じる経済的ペナルティの扱いが異なる仕組みとなっていたことから、両者について一定の平仄を合わせるために、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いについて整理を行った。
- 今回の整理を容量確保契約約款に反映後、全ての電源を対象に適用することを考えている（既に現行の仕組みによる契約変更分は対象としない）。